

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

今後の催物の開催制限等の取扱いについて（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、8月27日付けでお示しした事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域追加等に伴う周知依頼について」の別添3において、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」をお知らせし、催物の開催制限等の取扱いに関して、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされておりました。今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、10月末までの開催制限について、別添1及び2のとおり周知依頼がまいりました。貴財団におかれましては、財団員の皆様に対し周知等の御協力をお願いします。

記

1. 今後の催物の開催制限等の取扱いについて（別添1）
2. 今後のイベント開催制限等のあり方について（別添2）
3. 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（参考）

以上